

岐阜県オースキー病防疫対策要領

制定：平成 20 年 11 月 10 日

最終改正：令和 2 年 7 月 7 日

本県におけるオースキー病防疫対策は、「家畜伝染病予防法」（以下、「法」という。）、
「家畜防疫対策要綱」等関係通知及び「オースキー病防疫対策要領」（平成 29 年 3 月
31 日付け 28 消安第 5862 号農林水産省消費・安全局長通知）（以下、「国要領」という。）
並びに本要領により推進することとする。

1 防疫推進体制

（1）防疫対策

本病の防疫対策を的確かつ円滑に推進するため、豚の所有者、養豚関係団体等の
連携のもと、地域ぐるみで一体的な対応が必要であることから、県は、国要領を基
本とするほか、本県の実情にあわせた岐阜県オースキー病防疫対策要領（以下「県
要領」という。）を定めることができることとする。

（2）防疫協議会

県は、本病の防疫対策を協議するため、県、県畜産協会、養豚関係団体、県獣医
師会等を構成員とする岐阜県オースキー病防疫協議会（以下「県防疫協議会」と
いう。）及び家畜保健衛生所ごとに地域オースキー病防疫協議会（以下「地域防
疫協議会」という。）を設置することとする。なお、地域防疫協議会内で異なる防疫
対応を推進する必要がある場合には、さらに市町村等オースキー病防疫協議会を
設置することができる。

ア 事務局

県防疫協議会事務局は畜産協会に、地域防疫協議会事務局は畜産協会家畜衛生部
の地域支部におくこととする。

2 導入時の防疫措置

本病の侵入を防止するため、豚又は精液を導入する豚の所有者は、導入元と協力し、
国要領Ⅱの 4 の（1）及び（2）に掲げられている措置に加え、下記の事項を確実に
講じるものとする。

なお、県家畜防疫対策課は、豚の所有者から、導入元農場の「各農場の防疫状況及
び本病の浸潤状況を踏まえた現状段階」（以下「ステータス」という。）が不明なため、
地域防疫協議会を通じて情報提供を求められた場合には、当該導入元農場のワクチン
接種状況や清浄化段階を提供するものとする。

（1）導入豚及び精液は、清浄段階（ステータスⅣ）の地域から導入することとし、県
外からの豚の導入にあたっては、別紙様式により、原則として導入前 2 週間前まで
に管轄する家畜保健衛生所に報告すること。

（2）やむを得ず、清浄段階（ステータスⅣ）以外の地域から豚を導入する場合は、導
入元農場において野外ウイルス感染豚が確認されず、且つ、ワクチン接種を実施し
ていないことを確認し、併せてステータスに示す検査結果を別紙様式に添えて、原

則として導入2週間前までに管轄する家畜保健衛生所に提出し、導入の可否について協議すること。

(3) 導入豚は導入後、原則としておおむね3週間の隔離観察を行うこととする。

なお、清浄段階（ステータスⅣ）以外の地域から導入する場合には、導入から2週間後に抗体検査を実施し、陰性を確認すること。

3 清浄段階（ステータスⅣ）における防疫対策

県は、県内における本病の浸潤状況を的確に把握するため、下記のとおり抗体検査を実施するとともに、豚の所有者に対し国要領のⅡ「農場における基本的な防疫措置」及び本要領を遵守し、清浄段階の地域からの豚の導入等の基本的な防疫措置を確実に実施するよう指導を徹底し、県内への本病ウイルスの侵入防止の徹底を図る。

(1) モニタリング検査

すべての養豚場を対象に、少なくとも年1回、無作為に抽出した14頭以上の抗体検査を実施する。

(2) サーベイランス検査

繁殖豚及び繁殖候補豚を飼養する養豚場を対象に、飼養されている繁殖豚及び繁殖候補豚を合わせた頭数の10%以上の頭数を、年1回、無作為に抽出し抗体検査を実施する。

なお、本検査を(1)のモニタリング検査と同時に実施した場合、本検査をもって(1)のモニタリング検査の一部又は全部に充当することができる。

4 地域における清浄性の区分

(1) 県防疫協議会は、原則として、市町村単位の地域区分を協議し、その結果を県家畜防疫対策課へ報告することとする。県家畜防疫対策課は、県防疫協議会の協議結果を踏まえ、地域区分を決定し、変更等が生じた場合は、速やかに農林水産省消費・安全局動物衛生課へ報告する。

(2) 地域防疫協議会は、ステータスを把握した上で、地域における豚の流通・導入、人の移動、飼料・資材等の流通、農場の分布密度、地理的条件等の疫学的な関連、各地域の清浄化の進捗状況を踏まえ、市町村単位の地域区分を、地域における本病の清浄化が円滑かつ的確に推進できる地域区分に変更する必要があると判断した場合には、県防疫協議会に協議を行う。必要に応じ、市町村単位より広い範囲又は狭い範囲や物流、農場の系列等の実態に応じた地域設定について協議することができることとする。

5 ワクチンを応用した清浄化の推進

(1) ワクチンの使用については、原則として、国要領Ⅱの2の(1)のウの(エ)により、発生が確認された農場において野外ウイルス感染豚の更新が困難である場合又は野外ウイルス感染豚が新たに確認された場合にのみ使用する。

(2) ワクチン接種の方法は、国要領Ⅳの1により、接種票によるワクチン接種方法とする。